

水運用管理システムほか設備更新

・維持管理事業

落札者決定基準

【令和7年6月12日 変更】

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 第1章 事業者選定の概要 .....       | 1 |
| 1.1 本書の位置づけ .....        | 1 |
| 1.2 事業者選定方式 .....        | 1 |
| 1.3 事業者選定方法 .....        | 1 |
| 1.4 事業者選定の体制 .....       | 1 |
| 1.5 審査のフロー .....         | 2 |
| 第2章 審査の手順及び方法 .....      | 3 |
| 2.1 入札参加資格審査 .....       | 3 |
| 2.2 提案審査 .....           | 3 |
| 第3章 落札者の決定 .....         | 7 |
| 3.1 落札者の決定 .....         | 7 |
| 3.2 落札者を決定しない場合の措置 ..... | 7 |

## 第1章 事業者選定の概要

### 1.1 本書の位置づけ

水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、堺市（以下「市」という。）が水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたって、入札参加者に公表する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

### 1.2 事業者選定方式

本事業に PFI 手法を用いて実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウの発揮、最新の ICT 技術の導入による業務品質向上や危機管理対応の迅速化、ライフサイクルコストの低減を図ることを目指しており、事業者の選定については競争性の確保と民間事業者の提案を幅広く取り入れる観点から総合評価一般競争入札方式をもって行う。

### 1.3 事業者選定方法

事業者の選定は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

入札参加資格審査は、本事業への参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）に入札参加表明書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加表明書等」という。）の提出を求め、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき審査する。

なお、入札参加者が1者であった場合も同様に、入札参加資格審査と提案審査を行うものとする。

### 1.4 事業者選定の体制

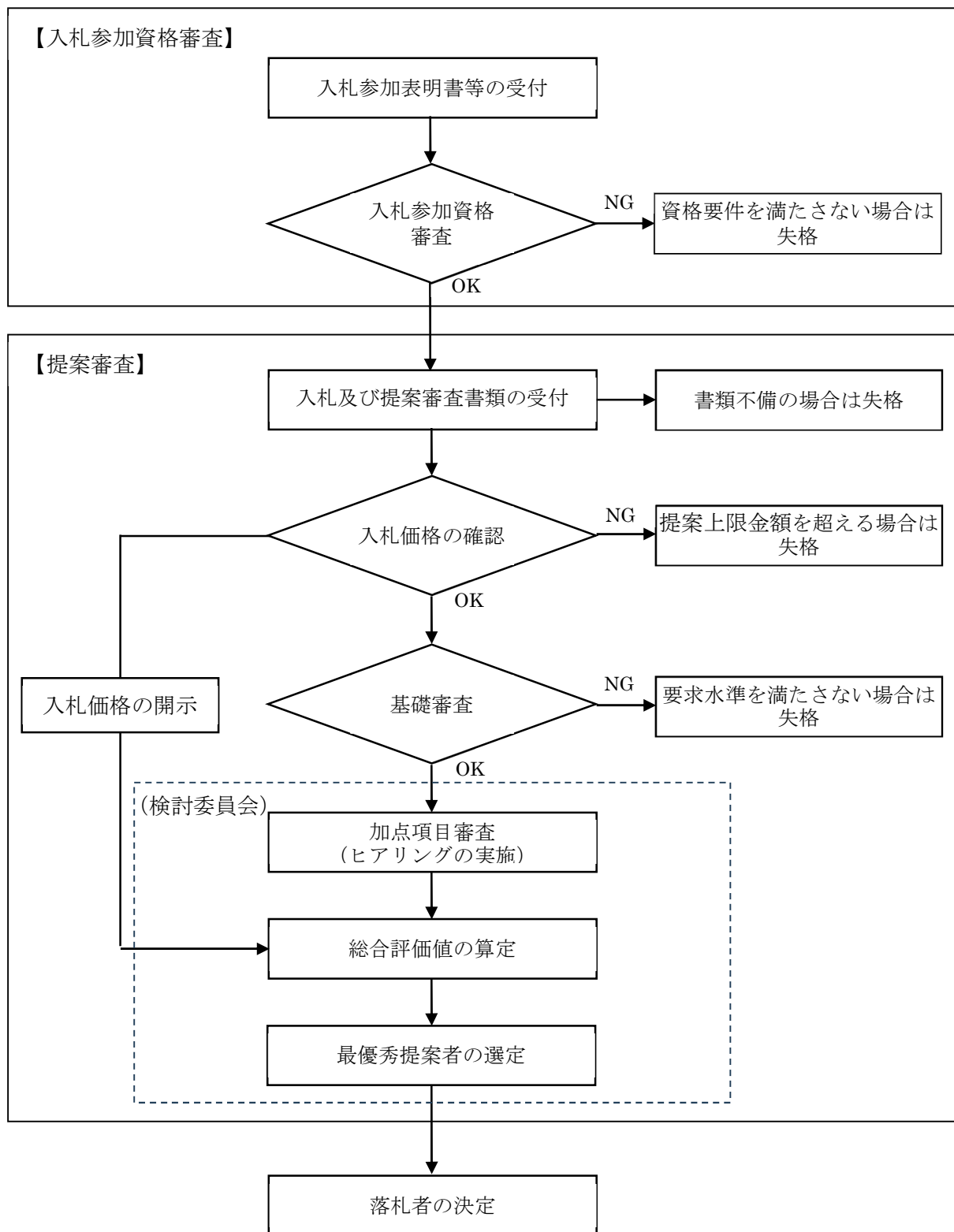
提案審査にあたっては、「堺市 PFI 事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において審議した落札者決定基準に基づき、まず、市が入札参加者より提出された入札書の入札金額の適格審査及び提案審査書類の基礎審査を行う。次に、検討委員会で提案審査書類の加点項目審査及び総合評価点の算定を行い、最優秀提案者を選定する。

検討委員会は、下表の5名の委員で構成し、検討委員会における審査は非公開とする。

| 役職  | 氏名     | 職業名          |
|-----|--------|--------------|
| 委員長 | 北詰 恵一  | 大学教授         |
| 委員  | 宮本 貴朗  | 大学教授         |
| 委員  | 尾原 正史  | 日本水道協会 大阪支所長 |
| 委員  | 平松 亜矢子 | 弁護士          |
| 委員  | 石田 佐江  | 公認会計士        |

## 1.5 審査のフロー

審査のフローは次のとおりとする。



## 第2章 審査の手順及び方法

### 2.1 入札参加資格審査

市は、入札参加者が備えるべき入札参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は失格とする。

### 2.2 提案審査

#### ア) 入札及び提案審査書類の確認

市は、提出された入札及び提案審査書類の不備を確認する。提案審査書類については作成要領及び様式集に記載した書類がすべて揃っていることを確認する。入札及び提案審査書類に不備がある場合は失格とする。

#### イ) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が提案上限金額を超えていないことを確認する。入札価格が提案上限金額を超えている場合は失格とする。

#### ウ) 基礎審査

市は、提案書の確認において不備がない場合、応募者が提出した要求水準チェックリスト（様式 9-1）をもとに提案された内容が要求水準を満たしているかについて確認する。

要求水準を満たしていない場合は失格とする。基礎審査を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点項目審査を行う。

#### エ) 加点項目審査

検討委員会は、提案審査書類の内容について、その提案内容が優れているかどうかを審査し、加点項目ごとに4段階で評価する。評価は、加点項目ごとに採点された点数の合計とし、加点項目を350点満点とする。総合評価点（1,000点満点）を算出するため、採点された加点項目の点数合計を600点満点として換算する（以下「加点評価点」という。）。

なお、加点項目審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

(1) 加点項目審査の評価基準

| 審査項目 |            |                | 評価ポイント                                                                                                                                                                                       | 配点 |     | 様式     |
|------|------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|--------|
| 事業計画 | ①基本方針      | 事業の基本的な思想      | ・本事業の目的、公民連携の趣旨を的確に捉えた提案となっているか。                                                                                                                                                             | 5  | 50  | 様式 5-1 |
|      | ②実施体制      | 役割分担           | ・本事業の課題・目的等が理解されており、各業務を確実かつ効率的に実施できる体制の提案となっているか。<br>・財務経営の健全性が確保されているか。                                                                                                                    | 10 |     | 様式 5-2 |
|      | ③リスク管理     | リスク管理計画        | ・リスク管理の体制や仕組み、その対応策について、具体的な提案となっているか。                                                                                                                                                       | 5  |     | 様式 5-3 |
|      | ④地域経済      | 地元貢献           | ・市内業者への下請発注等の地域経済の促進について、具体的な提案となっているか。<br>・地域雇用の促進について、具体的な提案となっているか。                                                                                                                       | 10 |     | 様式 5-4 |
|      | ⑤モニタリング    | モニタリング体制       | ・業務毎のセルフモニタリングの考え方、モニタリング方法について、具体的な提案となっているか。<br>・モニタリング結果を踏まえて、業務改善に繋げる提案となっているか。                                                                                                          | 10 |     | 様式 5-5 |
|      | ⑥技術継承      | 技術継承やノウハウ共有    | ・事業者の従業員への技術継承について、具体的な提案となっているか。<br>・市職員へのノウハウ共有について、具体的な提案となっているか。                                                                                                                         | 10 |     | 様式 5-6 |
| 設計業務 | ①設備設計の基本方針 | 設計計画、設計体制      | ・設計スケジュールは妥当性があり、高い設計品質管理に繋がる設計体制の提案となっているか。<br>・要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である管理技術者が配置された提案となっているか。                                                                             | 10 | 120 | 様式 6-1 |
|      |            | 信頼性、耐久性、安全性の確保 | ・冗長化、フェイルセーフ等により機器故障時も安定給水に影響がないよう、十分に配慮された提案となっているか。                                                                                                                                        | 10 |     |        |
|      |            | 拡張性、汎用性等の確保    | ・将来の施設改修や改築等への対応が容易となるよう配慮された提案となっているか。                                                                                                                                                      | 10 |     |        |
|      |            | 新技術の導入         | ・新開発の技術や堺市に未導入の技術等の新技術の導入により、より効率的かつ安定した水運用管理が実現できる提案となっているか。                                                                                                                                | 10 |     |        |
|      | ②水運用管理システム | 監視制御設備         | ・監視制御装置の設置場所と維持管理体制の提案も踏まえて合理的な提案となっているか。<br>・水運用状況を迅速に把握するために活用するクラウド監視は構成や操作性について有用な提案となっているか。<br>・水道標準プラットフォームとの将来連携を実施する場合に必要な対応や LCD 監視制御装置を移設する際の水運用管理システムの改修費が最小限となるよう考慮した提案となっているか。  | 30 |     | 様式 6-2 |
|      |            |                | ・機器、回線の冗長化、採用する通信回線（メニューの廃止予定がなく長期運用可能か、廃止の場合の移行対応等の考慮を含む）により安定給水に影響なく、運用を継続できる提案となっているか。<br>・維持管理業務との連携により、迅速な異常時対応に繋がるよう、異常時ガイダンス機能等を活用した提案となっているか。<br>・災害・事故リスクやサイバーセキュリティを考慮した提案となっているか。 | 30 |     |        |
|      |            | 設備台帳システム       | ・設備情報、故障・点検履歴等の各種機能や操作性、保存容量等について、有用な提案となっているか。<br>・携帯情報端末での点検情報等の入力機能や操作性について、有用な提案となっているか。<br>・アセットマネジメントシステムを支援する機能について、有用な提案となっているか。                                                     | 10 |     |        |
|      | ③その他設備     | 設備全般           | ・受変電、自家発電設備等は安全性の高い構造となっているか。<br>・その他、本市水道事業に有益となる提案があるか。                                                                                                                                    | 10 |     | 様式 6-3 |

| 審査項目   |                     |           | 評価ポイント                                                                                                                                                                                    | 配点  |    | 様式    |
|--------|---------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|-------|
| 建設業務   | ①工事全般               | 施工計画、施工体制 | ・品質確保や安全管理に配慮した施工計画、施工体制の提案となっているか。<br>・要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である監理技術者が配置された提案となっているか。                                                                                   | 10  | 50 | 様式7-1 |
|        |                     | 切替計画      | ・施工方法、試験方法、新旧設備切替方法について、水運用に配慮された提案となっているか。<br>・新旧設備併用や仮設等の安定給水に影響がでないような具体的な提案となっているか。                                                                                                   | 20  |    |       |
|        |                     | 各種調整      | ・各更新設備間の取り合い、関連工事とのスケジュール調整に関して有用な提案となっているか。特に水運用管理システムと同時期に引渡し予定の管生配水場化整備との施工調整に配慮された提案となっているか。                                                                                          | 10  |    |       |
|        |                     | 環境対策      | ・騒音、粉塵等、周辺的生活環境や施設内での水運用に影響がでないよう、配慮された提案となっているか。                                                                                                                                         | 10  |    |       |
| 維持管理業務 | ①維持管理業務全般           | 維持管理業務体制  | ・維持管理業務の各業務の分担が明確で、緊急時対応などが迅速に行える体制の提案となっているか。<br>・要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である業務責任者が配置された提案となっているか。<br>・市や維持管理業務従事者と常に連絡が取れる体制か。                                           | 15  | 5  | 様式8-1 |
|        |                     | 維持管理方針    | ・維持管理業務において、水道水への安定供給へのリスクを抑えるための基本方針が示された提案となっているか。                                                                                                                                      | 5   |    |       |
|        | ②運転管理業務             | 運転管理体制    | ・人員体制（平常時、緊急時）が具体的に示された提案となっているか。<br>・要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である運転責任者が配置された提案となっているか。<br>・業務責任者の代理を行う際の考え方が示された提案となっているか。<br>・緊急時（機器故障、漏水の懸念等）の市への連絡体制が具体的に示された提案となっているか。 | 25  | 10 | 様式8-2 |
|        |                     | 運転管理計画    | ・監視・運転操作、初期対応業務等に伴う対応業務について、更新後のシステムとの連携を考慮した提案となっているか。                                                                                                                                   | 10  |    |       |
|        | ③巡視点検業務             | 巡視点検体制    | ・人員体制、市や業務責任者への連絡体制が具体的に示された提案となっているか。<br>・要求水準以上の資格や同種業務の実績を有する等、業務遂行に必要な知識・経験が十分である巡視責任者が配置された提案となっているか。                                                                                | 10  | 5  | 様式8-3 |
|        |                     | 巡視点検計画    | ・巡視点検実績を踏まえた巡視点検計画の提案となっているか。                                                                                                                                                             | 5   |    |       |
|        | ④保守点検業務（更新・新設対象外設備） | 保守点検方針    | ・性能を維持するための保守点検、部品交換等に関する基本方針が示された提案となっているか。<br>・突発故障への対応方法として、速やかに復旧できるような体制や手法が示された提案となっているか。                                                                                           | 25  | 10 | 様式8-4 |
|        | ⑤保守点検業務（更新・新設対象外設備） | 保守点検方針    | ・機能維持のための保守点検に関する基本方針が示された提案となっているか。                                                                                                                                                      | 10  |    | 様式8-5 |
|        |                     | 保守点検計画    | ・水運用管理システムとの連携により、保守点検業務の品質向上や効率化の考え方について示された提案となっているか。                                                                                                                                   | 5   |    |       |
|        | ⑥自家用電気工作物保安管理業務     | 保安管理方針    | ・保安管理の実施体制や電気事故等発生時の対応に関する基本方針が示された提案となっているか。                                                                                                                                             | 5   | 5  | 様式8-6 |
|        |                     | 保安管理計画    | ・保安規程に基づく月次、年次点検計画について、具体的に示された提案となっているか。                                                                                                                                                 | 5   |    |       |
|        | ⑦引継ぎ業務              | 設備・業務引継ぎ  | ・事業終了時の性能評価方法について、具体的に示された提案となっているか。<br>・事業終了時の市や次期事業者へのマニュアル、ノウハウ等の引継ぎ方法について、具体的に示された提案となっているか。                                                                                          | 10  |    | 様式8-7 |
| 計      |                     |           |                                                                                                                                                                                           | 350 |    |       |

## (2) 採点の基準

加点項目ごとの評価ポイントに基づいて提案内容を審査し、以下に示す判断基準及び得点化方法により、加点評価点を算出する。検討委員会での合議により評価を行い、審査項目の配点ごとに得点化した点数を合計して加点項目を算出する。算出した加点項目の点数合計を 600 点満点に換算し、小数点第 3 位を四捨五入する。

| 評価 | 評価基準                                          | 得点化方法   |
|----|-----------------------------------------------|---------|
| A  | 要求水準を超える極めて優れた提案が複数ある                         | 配点×1.00 |
| B  | 要求水準を超える極めて優れた提案がある<br>または、要求水準を超える優れた提案が複数ある | 配点×0.75 |
| C  | 要求水準を超える優れた提案がある<br>または、要求水準を超えるやや優れた提案が複数ある  | 配点×0.50 |
| D  | 要求水準を満たすが、C 評価に至る提案がない                        | 配点×0.25 |

### オ) 入札価格の得点化方法

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を算出する。加点項目審査に進んだ全入札参加者のうち、最低入札価格は価格点の満点である 400 点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、最低入札価格と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第 3 位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 400 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$$

### カ) 総合評価

入札参加者について、以下の算定式によって総合評価点を算出する。

$$\begin{array}{ccccc} \text{総合評価点} & = & \text{加点評価点} & + & \text{価格点} \\ (1,000 \text{ 点満点}) & & (600 \text{ 点満点}) & & (400 \text{ 点満点}) \end{array}$$

検討委員会は、算定した加点評価点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、加点評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。加点評価点も同点の場合は、設計業務 ②水運用管理システム 監視制御設備に関する提案の合計の点数が最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、設計業務 ②水運用管理システム 監視制御設備に関する提案の合計も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせて最優秀提案者を決定する。



## 第3章 落札者の決定

### 3.1 落札者の決定

市は、入札参加資格審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を落札者として決定し、落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知する。

### 3.2 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由の場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合でも入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該入札参加者を最優秀提案者として選定する。